

6 陳情第 2 号

| | |
|---|--|
| 6 陳 情 号 第 2 号 | 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金援助の継続を日本政府に求める意見書を新宿区議会で採択することに関する陳情 |
| 付 託 委 員 会 | 総務区民委員会 |
| 受 理 及 び 付 託 年 月 日 | 令和 6 年 2 月 1 5 日 受 理、 令 和 6 年 2 月 2 2 日 付 託 |
| 陳 情 者 | 新宿区西早稲田 _____ _____ |
| <p>(要 旨)</p> <p>昨年 2 0 2 3 年 は 日 本 か ら 国 連 パ レ ス チ ナ 難 民 救 済 事 業 機 関 (U N R W A) へ の 資 金 援 助 七 十 年 の 記 念 の 年 で し た 。 パ レ ス チ ナ 難 民 か ら の 信 頼 を 得 て き た こ れ ま で の 歴 史 を ふ ま え 、 日 本 政 府 は U N R W A へ の 資 金 援 助 を 継 続 す る べ き で す 。 新 宿 区 議 会 に 、 意 見 書 を 採 択 し 日 本 政 府 へ 働 き か け る 事 を お 願 い し ま す 。</p> <p>(理 由)</p> <p>U N R W A の 救 済 活 動 は 人 道 支 援 の 柱 で あ り 中 心 で す 。 U N R W A は パ レ ス チ ナ 難 民 の た め の 保 健 、 教 育 、 社 会 サ ー ビ ス 、 保 護 、 難 民 キ ャ ンプ の イ ン フ ラ 整 備 と 環 境 改 善 を 担 っ て い ま す 。 資 金 援 助 が 途 絶 え れ ば パ レ ス チ ナ 難 民 は 生 き る た め の 水 、 食 料 、 電 気 、 医 薬 品 等 を 得 る こ と も 出 来 な く な り ま す 。 日 本 政 府 は 現 在 (2 月 1 5 日 時 点) こ の U N R W A へ の 資 金 援 助 を 一 時 停 止 し て い ま す 。 日 本 政 府 は U N R W A へ の 資 金 援 助 を 人 道 的 な 観 点 か ら す ぐ に 再 開 、 継 続 す る べ き で あ る た め で す 。</p> | |